

編集集中における音声カーソルとテキストカーソルの位置合わせ事件（審決取消請求事件）	
事件の表示	平成23年（行ケ）第10228号 判決言渡：平成24年6月13日 担当部：知財高裁 第2部
判決	不服2008-23615号事件について特許庁が平成23年3月7日にした審決を取り消す。
参照条文	特許法第29条第2項
キーワード	進歩性

1. 事実関係

（1）事案の概要

本件は、原告が、進歩性欠如を理由とする拒絶査定維持との審決に対する取り消しを求めた訴訟であり、審決が取り消された事案である。

（2）手続の経緯

原告は、発明の名称を「編集集中における音声カーソルとテキストカーソルの位置合わせ」とする発明について、特許出願（特願2002-578284号）を行った。この出願について、進歩性欠如の拒絶の理由が通知されたため、原告は、特許請求の範囲を補正したが、進歩性欠如の拒絶査定がされたので、不服審判（不服2008-23615号事件）を請求した。

これに対し、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。

（3）本願発明の説明

〔補正後の請求項1〕

【請求項1】

音声情報から音声認識装置によって認識された認識テキスト情報の誤ったワードを訂正する訂正装置であって、

前記音声認識装置は、前記認識テキスト情報の各ワードにおいて、該ワードが前記音声認識装置により認識された前記音声情報の部分をマークするリンク情報を構成し、

当該訂正装置は、前記音声情報と、前記係る認識テキスト情報と、前記リンク情報とを受信するよう構成され、

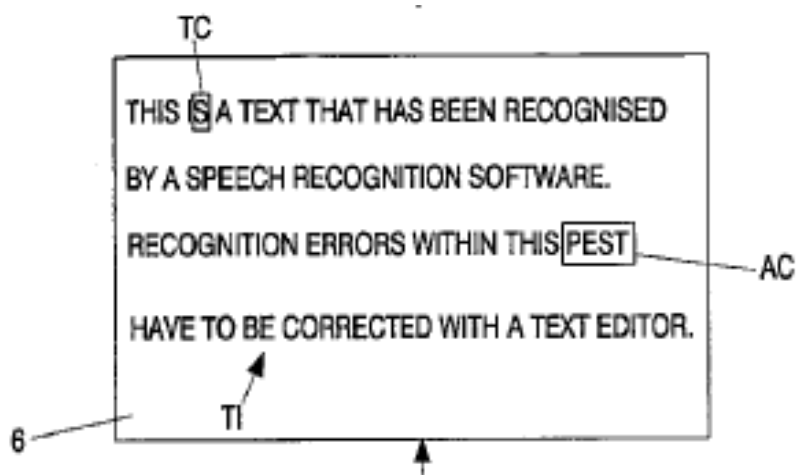
当該訂正装置は、

表示手段に表示される前記認識テキスト情報の誤ったワードにテキストカーソル(TC)を配置及び表示し、ユーザにより入力された編集情報に従って前記誤ったワードを編集するテキスト編集手段と、

前記音声情報の音声再生が実行され、該音声再生中にちょうど再生されているワードに対応し、前記リンク情報によりマークされている前記認識テキスト情報のワードが該ワー

ドにおいて音声カーソル(AC)を表示することにより連動してマークされる当該訂正装置の連動再生モードを実行する連動再生手段と、

前記テキストカーソルと前記音声カーソルとを同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置に配置するため、前記表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに、あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させるカーソル連動手段と、
からなることを特徴とする訂正装置。



2. 審決の概要

(1) 主引例(刊行物1(特開平2-163819号公報))の説明

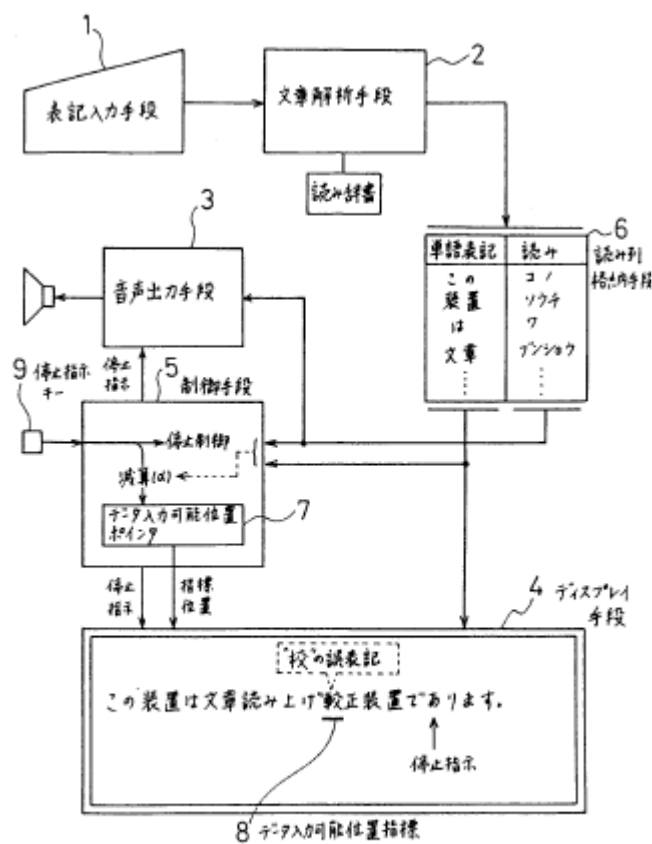
[主引例の概要]

1. 「音声認識装置で認識され、個々のワードから成るテキストとして表示装置によって再生し、誤って検出された言語を訂正する、テキスト処理装置であって、音声信号は第1のメモリに記憶され、音声認識装置によって検出された個々の言語にスタートマーク及びエンドマークを割り当てることにより、各言語はスタートマーク及びエンドマークによって境界され、スタートマーク及びエンドマークは音声信号と特定の時間関係にあり、スタートマーク及びエンドマークによってコンピュータは、検出ワードと関連して、第1メモリに記憶されている音声信号との相関をとることができ、第1のメモリに記憶された音声信号を連続して再生すると同時にスタートマーク及びエンドマークと協働して対応する検出ワードをコンピュータによって表示装置上にカーソルにより強調表示することができ、必要な場合、表示装置上に表示したカーソルにより強調された言語を訂正することができる、テキスト処理装置。」

(2) 他の引例 (刊行物 2 (特開昭 6 2 - 2 1 2 8 7 0 号公報) の「従来技術 (引用刊行物 2 の技術)」、及び「発明 (引用発明 2)」) の説明

①従来技術

「文章中の誤りを修正する文章読み上げ校正装置であって、音声出力部が読み上げるのにあわせて、ディスプレイに表示された文章において文章の表記位置を読み上げカーソルを移動させて指示し、操作者は文章中の表記に誤りがあると、停止指示キーを操作して停止指示をし、読み上げカーソルの移動を停止し、このカーソルは、修正データの入力位置を指示するためにも使用され、カーソルを制御して、文章中の誤りを修正する技術。」

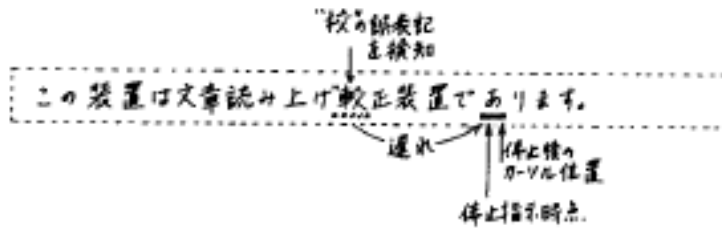


本発明の原理的構成
第 1 図

②引用発明 2

「文章の読み上げが進むにつれ、読み上げ位置は、データ入力可能位置指標によって指示され、この指標は、本来データ入力可能位置を指示するために用いられているものであり、ディスプレイ手段の画面のデータ入力可能位置指標は、文章の表記列上を同期して走査してゆき、停止指示キーによる停止指示があったとき、少し戻されて停止され、編集がなされる、文章読み上げ校正装置。」

第 3 図



従来の誤表記を含む文章の校正操作例

第 4 図

(3) 審決の理由の要点

①主引例と本願発明との相違点

・本願発明は、ユーザにより入力された編集情報に従って前記誤ったワードを編集するテキスト編集手段を有しているのに対し、引用発明 1 は、該テキスト編集手段が、表示手段に表示される前記認識テキスト情報の誤ったワードにテキストカーソルを配置及び表示しているかどうか必ずしも明らかではない点。

・本願発明は、前記表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに、あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させるカーソル連動手段を有しているのに対して、引用発明 1 は、カーソル連動手段を有しているかどうか明らかではない点。

②相違点に対する判断

引用刊行物 1 のワードを強調するカーソル（音声カーソル）は、誤ったワードを編集するための、本願発明の「テキストカーソル」にも相当し、引用発明 1 のテキスト編集手段は、表示手段に表示される認識テキスト情報の誤ったワードにテキストカーソルを配置及び表示しているということができる。従って、引用発明 1 の訂正装置は、音声カーソルと同じ位置で連動するテキストカーソル、あるいはテキストカーソルと同じ位置で連動する音声カーソルを有しており、本願発明と同様に、「表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに、あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させるカーソル連動手段」を有しているということができる。

③進歩性について

引用発明 1 において、テキストの編集に際してテキストカーソルを表示する周知技術及び、音声カーソル位置のテキストを修正すべく、音声カーソルと同じ位置で連動したテキストカーソルを表示し、停止指示がなされると所定の距離だけ両カーソルを離間する引用発明 2、音声カーソルと同じ位置で連動したテキストカーソルを表示する引用刊行物 2 の技術を適用することにより、表示手段に表示される前記認識テキスト情報の誤ったワード

にテキストカーソルを配置及び表示するようにし、引用発明1において、テキストカーソルと前記音声カーソルとを同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置に配置するため、「前記表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに、あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させるカーソル連動手段を」設けるようにすることは当業者が容易になし得ることである。

3. 裁判所の判断

(1) 主引例と本願発明との相違点

審決の認定には誤りがある。その理由は、以下のとおりである。

(1) - 1. 補正後の請求項1にかかる発明の内容の認定

①補正後の請求項1の記載から、本願発明における「テキストカーソル」と「音声カーソル」とは、それぞれ、両者は別個のものとして配置及び表示されるものと解するのが合理的である。

②明細書中の記載を参酌すると、本願発明の「カーソル連動手段」における「前記テキストカーソルと前記音声カーソルとを同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置に配置するため、前記表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに、あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させる」とは、異なる位置にある「テキストカーソル」と「音声カーソル」について、そのいずれか一方のカーソルと同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置となるように他方のカーソルを移動させて、両者を「位置合わせする」ことと理解できる。

(1) - 2. 主引例にかかる発明の内容の認定

①明細書中の記載によれば、引用発明1の目的は、検出した言語をチェックでき、誤って検出した言語を簡単に、短時間でしかも高い信頼性を以て訂正することができるテキスト処理装置を提供することである。

②引用発明1では、音響的に再生されている言語が表示装置上に強調表示され、この強調表示された言語に、音声認識の検出誤りを発見した場合に、操作者がこの強調表示された言語を訂正できるのであって、引用刊行物1の記載からは、引用発明1において、音響的に再生されている言語の強調表示とは別に、表示画面上の検出誤りがある言語にカーソルが配置及び表示され、この言語を操作者が訂正できるとは認められない。

そうすると、「引用刊行物1のワードを強調するカーソル」は、本願発明の「音声カーソル」に相当すると認められるが、誤ったワードを編集する、本願発明の「テキストカーソル」に相当するとは認められない。また、引用発明1が「音声カーソルと同じ位置で連動するテキストカーソル、あるいはテキストカーソルと同じ位置で連動する音声カーソルを有して」いるとも認められない。

以上から、審決の相違点の判断における、「引用刊行物1のワードを強調するカーソル

（音声カーソル）は、誤ったワードを編集するための、本願発明の『テキストカーソル』にも相当し、・・・との認定には、誤りがある。

（１）－３．刊行物２（引用刊行物２に記載の技術及び引用発明２）にかかる発明の内容
単一のカーソルを備え、このカーソルの機能を、本願発明における「音声カーソル」としての機能と「テキストカーソル」としての機能とに選択的に切り替えるものである。

（２）進歩性について

①上記から、音響的に再生されている言語の強調表示とは別に、表示画面上の検出誤りがある言語にカーソルが配置及び表示されない引用発明１と、単一のカーソルを備え、このカーソルの機能を、本願発明における「音声カーソル」としての機能と「テキストカーソル」としての機能とに選択的に切り替える、引用刊行物２の技術及び引用発明２とからは、「表示手段に表示される前記認識テキスト情報の誤ったワードにテキストカーソルを配置及び表示し、ユーザにより入力された編集情報に従って前記誤ったワードを編集する」ようにし、「前記テキストカーソルと前記音声カーソルとを同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置に配置するため、前記表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに、あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させる」本願発明の構成とすることを、当業者が容易に想到し得たとは認められない。

以上から、審決における、相違点に係る構成の容易想到性の判断には誤りがある。

②なお、原告が、「審決は、本願発明が誤ったワードを編集する過程においても音声情報の音声再生が継続して行われるという特徴を看過したことにより、相違点を容易であると誤認した。本願発明においては、音声情報の音声再生が継続して行われている間、現在ちょうど再生されている音声情報に対応するワードは常に、音声カーソルによって指示されている。…」と主張したのに対して、被告が、「本願発明は、テキストカーソルによる誤ったワードの編集に際して、テキストカーソルと音声カーソルとが連動するものであるか否か、また、誤ったワードの編集に際して、音声情報の音声再生を継続するのかが特定されているわけではない。」この点、本願明細書の段落【００５７】には、「同期再生モードは同期データSYIの入力によって自動的に中断され、編集データEIの入力後続けられてもよい。この変形は、訂正処理と平行して変換されたテキスト情報ETIの誤ったワードをさらにサーチする必要がないので、訂正装置に慣れていないユーザにとりわけ有益である。」と記載されているように、「本願発明は、テキストカーソルにより誤ったワードの編集をする際に、同期再生モード（連動再生モード）を中断すること、すなわち、誤ったワードを編集する過程において音声情報の音声再生が継続して行われないということも含んでいる。」と主張している。

この点については、本件発明は、誤ったワードを編集する過程においても音声情報の音声再生が継続して行われないということも含んでいる」ことは認められる。

しかし、段落【００５７】に記載の変形例においても、「テキストカーソル」と「音声カ

カーソル」とは別個のものとして配置及び表示され、「カーソル連動手段」は、異なる位置にある「テキストカーソル」と「音声カーソル」について、そのいずれか一方のカーソルと同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置となるように他方のカーソルを移動させて、両者を「位置合わせする」ものと認められる。そうすると、段落【0057】に記載の変形例についてみても、本願発明が、引用発明1、引用刊行物2の技術及び引用発明2に基づいて当業者が容易に想到し得たものとは認められず、審決における相違点の判断には誤りがある。」と認定された。

以上